

公立大学法人青森県立保健大学情報ネットワーク運用基準

平成20年4月1日
規程第141号
(最終改正 令和6年4月1日)

第1条 公立大学法人青森県立保健大学（以下「本学」という。）における情報ネットワークの運用については、この運用基準の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条 この運用基準は、本学情報ネットワークを運用・管理・利用する全ての者に適用する。

（定義）

第3条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 情報ネットワーク ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの。これらの仕組みを開発、運用及び保守するために作成された資料等を含む（紙等の電磁的記録されたもの以外を含む）
- (2) 情報 教職員等が職務上作成した全ての文書のうち、電磁的に記録されたもの
- (3) ポリシー 本学が定める公立大学法人青森県立保健大学情報ネットワーク運用基本方針及び本運用基準
- (4) 実施規程 ポリシーに基づいて策定される規程及び計画
- (5) 手順 実施規程に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル
- (6) 利用者 教職員等及び学生等で、本学情報ネットワークを利用する許可を受けて利用する者
- (7) 教職員等 本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員を含む）
- (8) 学生等 学部学生及び本学学則に定める研究生等、大学院生及び本学大学院学則に定める研究生等
- (9) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること
- (10) 機密性 許可された者だけが情報資産にアクセスできることを保証すること
- (11) 完全性 情報資産が正確及び完全であることを常に維持すること
- (12) 可用性 許可された者が、確実に情報資産を利用できること
- (13) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるもの

（最高情報責任者）

第4条 本学情報ネットワークの運用に責任を持つ者として、本学に「最高情報責任者（Chief Information Officer）」（以下「CIO」という。）を置く。

2 CIOは、理事長が指名した理事をもって充てる。

3 CIOに事故あるときは、理事長が指名する情報ネットワークに関する事項を所掌する者が

その職務を代行する。

4 C I Oは、情報ネットワークにおける各種問題に対する処置を行う。

5 C I Oは、情報ネットワークについて専門家の助言を必要とする場合は、外部のコンサルタント等を起用することができる。

(情報委員会)

第5条 ポリシーを運用し、本学情報ネットワークに関する事項を統括し、関係部局間での連絡調整を行うために、本学に「情報委員会」を置く。

2 情報委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(情報責任者)

第6条 次の各号に掲げる者を、その所管組織の情報ネットワークに関する権限及び責任を有する「情報責任者」とする。

(1) 研究科長

(2) 学部長

(3) 各学科長

(4) 健康科学総合教育部門長

(5) 学生部長

(6) 附属図書館長

(7) キャリア開発センター長

(8) ヘルスプロモーション戦略研究センター長

(9) 事務局経営企画室長

(10) 事務局各課長

2 情報責任者は、所管組織におけるポリシーの遵守に関する権限と責任を有する。

(運用管理者)

第7条 情報責任者は、所管組織内の情報ネットワークの運用及び情報資産の管理を行う「運用管理者」を指名し、情報ネットワークを適切に管理しなければならない。

2 運用管理者は、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等を遵守するための連絡、教育及び報告を行い、情報責任者を補佐しなければならない。

(情報の管理)

第8条 本学の情報ネットワークで取り扱う情報については、法令等により定められた非公開とされる情報及び個人情報を適切に整理し管理するものとする。

(情報の管理責任)

第9条 情報責任者は、所管する組織が作成及び保管する情報について管理責任を有する。

2 情報を利用する教職員等は前条の整理に従い利用する責任を有する。

(人的セキュリティ)

第10条 情報セキュリティに関する役割や責任を明確化し、情報ネットワークの利用に関する規程を整備する。

(物理的セキュリティ)

第11条 本学の所有する情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報

ネットワークの運用・管理に関する規程を整備する。

(外部委託)

第12条 本学の情報ネットワークの開発、運用、保守等を外部に委託する場合は、情報セキュリティについて明記した契約を結ぶ等の必要な対策を講ずる。

(監査)

第13条 C I Oは、ポリシーが遵守されているかどうかについて、定期的に確認を行う。

(改正)

第14条 C I Oは、監査の結果等を踏まえ、見直しが必要な場合は、ポリシーの改正を実施する。

附 則

この運用基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成22年10月22日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和6年4月1日から施行する。